# 阪神水道企業団公報

令和４年４月15日㈮
第358号

毎月15日発行


## 目　　次


◇条　　例◇

○　阪神水道企業団議会議員の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

◇規　　則◇

○　阪神水道企業団職員の身元保証に関する規則を廃止する規則

○　阪神水道企業団顧問に関する規則を廃止する規則

○　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇管理規程◇

○　通勤手当支給規程の一部を改正する規程

○　阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程

◇告　　示◇

○　令和３年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算

○　令和４年度阪神水道企業団水道事業会計予算


## ◇条　　例◇

阪神水道企業団議会議員の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年３月30日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団条例第１号

阪神水道企業団議会議員の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

阪神水道企業団議会議員の議員報酬等及び費用弁償に関する条例（昭和61年条例第１号）の一部を次のように改正する。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| （費用弁償）<br>第３条　議長、副議長及び議員は、定例会、臨時会、阪神水道企業団議会委員会条例（平成７年条例第３号）に規定する委員会の会議及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に出席したときは、その費用の弁償を請求することができる。 | （費用弁償）<br>第３条　議長、副議長及び議員が定例会、臨時会、阪神水道企業団議会委員会条例（平成７年条例第３号）に規定する委員会の会議及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に出席したときは、費用弁償として１日について 5,000 円を支給する。ただし、議長が特別な事情があると認める場合は、当該費用弁償を支給しないことができる。 |
| ２　前項の規定による請求があったときは、その費用を弁償する。<br>３　前２項の費用弁償の額は、議長、副議長及び議員の住居と議場その他の会議場所との間の往復に要する費用のうち次に掲げる額とする。<br>⑴　阪神水道企業団旅費条例（昭和23年条例第33号。第８項において「旅費条例」という。）に規定する鉄道賃又は車賃に相当する額<br>⑵　有料道路の通行料（ＥＴＣシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第１条に規定するＥＴＣシステムをいう。）を使用して料金が徴収される区間にあっては当該料金）のうち合理的な通常の経路及び方法により算出した額に相当する額 | |
| ４　監査委員は、阪神水道企業団監査委員条例（昭和37年条例第４号）その他法令に基づく監査、検査及び審査を実施し、又は職務を執行するため会議に出席した | ２　監査委員が阪神水道企業団監査委員条例（昭和37年条例第４号）その他法令に基づく監査、検査及び審査を実施し、又は職務を執行するため会議に出席したと |

| | |
|---|---|
| とき（前監査委員が法第201条において準用する法第159条の規定による事務引継を行う場合を含む。）は、その費用の弁償を請求することができる。 | き（前監査委員が法第201条において準用する法第159条の規定による事務引継を行う場合を含む。）は、費用弁償として１日について5,000円を支給する。 |
| ５　前項の規定による請求があったときは、その費用を弁償する。 | |
| ６　第３項の規定は、監査委員の費用弁償に準用する。 | |
| ７　費用弁償は、企業長の定める日に支給する。 | ３　費用弁償は、その日額に第１項又は第２項に規定する公務に従事した日数を乗じて得た額を、企業長の定める日に支給する。 |
| ８　議長、副議長及び議員並びに監査委員が公務（第１項及び第４項に規定する公務を除く。）のため旅行したときは、旅費条例別表１等の者に支給する額に相当する額の旅費を旅費条例の例（第６条を除く。）により支給する。 | ４　議長、副議長及び議員並びに監査委員が公務（第１項及び第２項に規定する公務を除く。）のため旅行したときは、阪神水道企業団旅費条例（昭和23年12月条例第33号。以下本項中「旅費条例」という。）別表１等の者に支給する額に相当する額の旅費を旅費条例の例（第６条を除く。）により支給する。 |

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。

附　則

この条例は、令和４年５月１日から施行する。

## ◇規　　則◇

阪神水道企業団職員の身元保証に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和４年３月16日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団規則第１号

阪神水道企業団職員の身元保証に関する規則を廃止する規則

阪神水道企業団職員の身元保証に関する規則（昭和35年規則第５号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

---

阪神水道企業団顧問に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和４年３月16日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団規則第２号

阪神水道企業団顧問に関する規則を廃止する規則

阪神水道企業団顧問に関する規則（平成５年規則第４号）は、廃止する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

---

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年３月31日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団規則第３号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成７年規則第１号）の一部を次のように改正する。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|
| （休業補償を行わない場合）<br>第９条　条例第８条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。<br>⑴　省略<br>⑵　少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定に | （休業補償を行わない場合）<br>第９条　条例第８条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。<br>⑴　省略<br>⑵　少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合 |

| | |
|---|---|
| より少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合 | |

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

---

# ◇管　理　規　程◇

阪神水道企業団管理規程第１号

通勤手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和４年３月16日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

通勤手当支給規程の一部を改正する規程

通勤手当支給規程（昭和44年管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

**改　正　後**

別表（第３条の２関係）

| 交通の用具を使用する距離（片道） | 月額 |
|---|---|
| ５キロメートル未満 | 2,000円 |
| ５キロメートル以上10キロメートル未満 | 4,400円 |
| 10キロメートル以上15キロメートル未満 | 7,100円 |
| 15キロメートル以上20キロメートル未満 | 10,000円 |
| 20キロメートル以上25キロメートル未満 | 12,900円 |
| 25キロメートル以上30キロメートル未満 | 15,800円 |
| 30キロメートル以上35キロメートル未満 | 18,700円 |
| 35キロメートル以上40キロメートル未満 | 21,600円 |
| 40キロメートル以上45キロメートル未満 | 24,400円 |
| 45キロメートル以上50キロメートル未満 | 26,200円 |
| 50キロメートル以上55キロメートル未満 | 28,000円 |
| 55キロメートル以上60キロメートル未満 | 29,800円 |
| 60キロメートル以上 | 31,600円 |

**改　正　前**

別表（第３条の２関係）

| 交通の用具を使用する距離（片道） | 月額 |
|---|---|
| ５キロメートル未満 | 2,000円 |
| ５キロメートル以上10キロメートル未満 | 2,000円に1キロメートルを増すごとに480円を加算した額 |
| 10キロメートル以上15キロメートル未満 | 4,400円に1キロメートルを増すごとに540円を加算した額 |
| 15キロメートル以上40キロメートル未満 | 7,100円に1キロメートルを増すごとに580円を加算した額 |
| 40キロメートル以上45キロメートル未満 | 21,600円に1キロメートルを増すごとに560円を加算した額 |
| 45キロメートル以上60キロメートル未満 | 24,400円に1キロメートルを増すごとに360円を加算した額 |
| 60キロメートル以上 | 31,600円 |

別記様式

通勤届

| | | | |
|---|---|---|---|
| 阪神水道企業団　企業長　様<br>通勤手当支給規程第4条の規程に基づき通勤の実績を届けます。<br>また、通勤方法を自動車とし、かつ当該自動車を阪神水道企業団施設内における通勤用自動車の駐車に関する規則第5条の各号に掲げる施設内に駐車する場合は、同規則の定めに基づき駐車料を納付することに同意します。<br>自動車登録番号（ナンバー） | 勤務課所<br>氏　名<br>住　所 | 届出理由<br>（該当の届出については、1のみに○印をつけること。）<br>1 新規（異動の場合を含む。）<br>2 住居の変更<br>3 通勤経路の変更<br>4 通勤方法の変更<br>5 運賃等負担額の変更<br>6 その他（　　） | 左記事実の発生日<br>年　月　日<br>提出日<br>年　月　日<br>受理日<br>（届出者は記入しないこと）<br>年　月　日 |

| 順路 | 通勤方法の別 | 区間 | 距離 | 乗車券等 種類 | 乗車券等 金額 | 備考 | 改定 年 月 日 乗車券等 種類 | 改定 年 月 日 乗車券等 金額 | 備考 | 改定 年 月 日 乗車券等 種類 | 改定 年 月 日 乗車券等 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 月額 | | | | 月額 | | | 月額 | |
| 備考 | | | | | | | | | | | | |

記入上の注意
1 この届には、通行っている通勤の順路のみを記入し、例外的な方法は記入しないこと。
2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自転車、○○線等の別を記入すること。
3 「乗車券等の種類」欄には、3か月、6か月、切符等の区分を、「乗車券等の金額」欄には、それに対応する金額を記入すること。
4 「備考」欄には、定期券を持たない理由、切符の片道及び月間の使用枚数、往路・復路と異なる場合は、その旨及び理由等を記入すること。

別記様式

通勤届

年　月　日提出

| | | | |
|---|---|---|---|
| 阪神水道企業団<br>企業長　様<br>通勤手当支給規程第4条の規程に基づき通勤の実績を届けます。 | 勤務課所<br>職名<br>氏名　　印<br>住所 | 届出理由<br>（該当の届出については、1のみに○印をつけること。）<br>1 新規（異動の場合を含む。）<br>2 住居の変更<br>3 通勤経路の変更<br>4 通勤方法の変更<br>5 運賃等負担額の変更<br>6 その他（　　）<br>上記事実の発生<br>年　月　日 | 種類<br>（該当事項を○印で囲む）<br>定期券　回数券　その他<br>支給の始期等　年　月　日　期間　始了<br>通勤手当の月額　円<br>届出受理年月日　年　月　日　受理<br>（届出者は記入しないこと）<br>課長　係長　係　係　所属長決裁 |

| 順路 | 通勤方法の別 | 区間 | 距離 | 所要時間 | 乗車券等 種類 | 乗車券等 金額 | 備考 | 改定 年 月 日 乗車券等 種類 | 改定 年 月 日 乗車券等 金額 | 備考 | 改定 年 月 日 乗車券等 種類 | 改定 年 月 日 乗車券等 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 他に利用できる交通機関がある場合はその名称及び利用区間 | | | | 月額 | | | 月額 | | | 月額 | |

記入上の注意
1 この届には、通行っている通勤の順路のみを記入し、例外的な方法は記入しないこと。
2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自転車、○○線等の別を記入すること。
3 「乗車券等の種類」欄には、3か月、6か月又は切符等の区分を、「乗車券等の金額」欄には、それに対応する金額を記入すること。
4 「備考」欄には、定期券を持たない理由、自転車の片道及び月間の使用枚数、往路・復路と異なる場合は、その旨及び理由等を記入すること。
5 「所属長決裁」欄には、事業等を所管の上記印すること。

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　別表を改正前に記載する別表から改正後に記載する別表に改める。
5　別記様式を改正前に記載する別記様式から改正後に記載する別記様式に改める。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

---

阪神水道企業団管理規程第２号

阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和４年３月25日

阪神水道企業団

企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団財務規程（平成26年管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

## 改　正　後

（領収書等の徴収）

第48条　省略

２　請求書に請求印が押印されているときは、債権者の領収印は、契約書及び請求書に押印したものと同一でなければならない。ただし、紛失その他やむを得ない理由によって改印を申し出たときは、この限りでない。

３及び４　省略

（請求書の割印等）

第51条　請求書に請求印が押印されているときは、数葉をもって１通とする請求書は、債権者の割印を押したものでなければならない。

別表（第25条、第137条関係）

勘定科目表

費用勘定

| 款 | 項 | 目 | 節 | 科目区分の説明 |
|---|---|---|---|---|
| 水道事業費用 | | | | |
| | 営業費用 | | | |
| | | | | |
| | | 総係費 | | |
| | | | | |
| | | | 退職給付費 | 退職給付引当金として計上するための繰 |

## 改　正　前

（領収書等の徴収）

第48条　省略

２　債権者の領収印は、契約書及び請求書に押印したものと同一でなければならない。ただし、紛失その他やむを得ない理由によって改印を申し出たときは、この限りでない。

３及び４　省略

（請求書の割印等）

第51条　数葉をもって１通とする請求書は、債権者の割印を押したものでなければならない。

別表（第25条、第137条関係）

勘定科目表

費用勘定

| 款 | 項 | 目 | 節 | 科目区分の説明 |
|---|---|---|---|---|
| 水道事業費用 | | | | |
| | 営業費用 | | | |
| | | | | |
| | | 総係費 | | |
| | | | | |
| | | | 退職給付費 | 退職給付引当金として計上するための繰 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 入額及び退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額 |
| | | | 諸謝金 | 講師等の謝礼 |
| | | | | |
| | 予備費 | | | 予算に定めた予備科目（予算科目のみ） |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 入額及び退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額 |
| | | | 恩給費 | 恩給条例に基づく恩給費 |
| | | | 諸謝金 | 講師等の謝礼 |
| | | | | |
| | 予備費 | | | 予算に定めた予備科目（予算科目のみ） |

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　改正後の欄の表又は様式中太線で囲まれた部分を削る。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

## ◇告　　示◇

阪神水道企業団告示第２号

令和４年第１回阪神水道企業団議会定例会において議決された、令和３年度阪神水道企業

団水道事業会計補正予算は、次のとおりである。

令和４年３月30日

阪神水道企業団

企業長　吉　田　延　雄

令和３年度

阪神水道企業団水道事業会計補正予算

第１条　令和３年度阪神水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第２条　令和３年度阪神水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文中括弧書全文を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,356,387 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 299,901 千円、 当年度純利益 2,173,088 千円及び損益勘定留保資金 5,883,398 千円で補てんするものとする。」に改める。

| （科　　目） | （既決予定額） | （補正予定額 △　減） | （　計　） |
|---|---|---|---|
| | 収 | 入 | |
| 第１款　資本的収入 | 916,314 千円 | 26 千円 | 916,340 千円 |
| 第１項 企　業　債 | 902,000 千円 | △ 52,000 千円 | 850,000 千円 |
| 第３項 国　庫　補　助　金 | 1 千円 | 52,026 千円 | 52,027 千円 |
| | 支 | 出 | |
| 第１款　資本的支出 | 9,272,530 千円 | 197 千円 | 9,272,727 千円 |
| 第５項 国庫補助金返還金 | 2,834 千円 | 197 千円 | 3,031 千円 |

第３条　予算第６条に定めた起債の目的及び限度額中

「導送配水管路整備事業費充当のため 902,000千円」を「導送配水管路整備事業費充当のため 850,000千円」に改める。

---

阪神水道企業団告示第３号

令和４年第１回阪神水道企業団議会定例会において議決された、令和４年度阪神水道企業団水道事業会計予算は、次のとおりである。

令和４年３月30日

阪神水道企業団

企業長　吉　田　延　雄

令和４年度

阪神水道企業団水道事業会計予算

（総　　則）

第１条　令和４年度阪神水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

| （給水市名） | （１日平均給水量） | （分賦基本水量） | （給水量） |
|---|---|---|---|
| 神 戸 市 | 446,867 ㎥ | 163,106,455 ㎥ | 158,537,020 ㎥ |
| 尼 崎 市 | 162,767 ㎥ | 59,409,955 ㎥ | 42,052,701 ㎥ |
| 西 宮 市 | 131,953 ㎥ | 48,162,845 ㎥ | 47,242,935 ㎥ |
| 芦 屋 市 | 28,870 ㎥ | 10,537,550 ㎥ | 9,388,430 ㎥ |
| 宝 塚 市 | 19,145 ㎥ | 6,987,925 ㎥ | 6,987,925 ㎥ |
| 計 | 789,602 ㎥ | 288,204,730 ㎥ | 264,209,011 ㎥ |

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

| | |
|---|---|
| 第１款　水道事業収益 | 20,105,686 千円 |
| 第１項　営　業　収　益 | 18,992,019 千円 |
| 第２項　営　業　外　収　益 | 1,113,666 千円 |
| 第３項　特　別　利　益 | 1 千円 |

支　　出

| | |
|---|---|
| 第１款　水道事業費用 | 17,090,136 千円 |
| 第１項　営　業　費　用 | 15,974,041 千円 |
| 第２項　営　業　外　費　用 | 1,111,091 千円 |
| 第３項　特　別　損　失 | 4 千円 |
| 第４項　予　備　費 | 5,000 千円 |

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 10,076,879千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額691,681千円及び損益勘定留保資金9,385,198千円で補てんするものとする。）。

収　　入

| | |
|---|---|
| 第１款　資本的収入 | 1,959,615 千円 |
| 第１項　企　業　債 | 1,945,000 千円 |
| 第２項　出　資　金 | 14,611 千円 |
| 第３項　国 庫 補 助 金 | 1 千円 |
| 第４項　固定資産売却代金 | 1 千円 |
| 第５項　工 事 負 担 金 | 1 千円 |
| 第６項　そ の 他 資 本 収 入 | 1 千円 |

支　　出

第１款　資本的支出　12,036,494 千円
　第１項　建設改良費　7,833,601 千円
　第２項　企業債償還金　4,156,417 千円
　第３項　水利負担金　43,834 千円
　第４項　国庫補助金返還金　2,642 千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|---|---|---|
| 大道取水場４期導水Ａ－５号用エンジン設置工事 | 令和４年度から令和５年度まで | 533,500 千円 |
| 電食防止施設整備工事 | 令和４年度から令和５年度まで | 68,431 |
| 猪名川浄水場改修工事その３ | 令和４年度から令和８年度まで | 3,473,795 |
| 猪名川浄水場Ⅱ系オゾン設備取替工事設計業務委託 | 令和４年度から令和５年度まで | 43,505 |
| 甲東ポンプ場次亜塩素酸ナトリウム注入設備取替工事設計業務委託 | 令和４年度から令和５年度まで | 36,674 |
| 猪名川浄水場配水６号ポンプ取替工事 | 令和４年度から令和５年度まで | 481,470 |
| 送配水流量計取替工事 | 令和４年度から令和５年度まで | 58,608 |
| 配水管更新工事その２ | 令和４年度から令和７年度まで | 1,096,040 |
| 西宮ポンプ場送水用エンジンポンプ改修工事設計業務委託 | 令和４年度から令和５年度まで | 25,300 |
| 本庁舎改修工事その２詳細設計業務委託 | 令和４年度から令和５年度まで | 38,500 |
| 導送配水ポンプ用電動機及び空気冷却器点検整備工事 | 令和４年度から令和５年度まで | 15,466 |
| 導水ポンプ用回転数制御装置点検整備工事 | 令和４年度から令和５年度まで | 5,753 |
| 導水ポンプ及び導水ポンプ用吐出弁点検整備工事 | 令和４年度から令和５年度まで | 14,960 |

| 事　　項 | 期間 | 限度額 |
|---|---|---|
| 照明設備修理工事 | 令和４年度から<br>令和５年度まで | 千円<br>7,612 |
| ポンプ棟給排気装置修理工事 | 令和４年度から<br>令和５年度まで | 9,999 |
| 沈澱池傾斜板点検整備工事 | 令和４年度から<br>令和５年度まで | 19,657 |
| 補助回収ポンプ修理工事 | 令和４年度から<br>令和５年度まで | 3,003 |
| 濃縮槽ゲート弁修理工事 | 令和４年度から<br>令和５年度まで | 19,096 |
| Ⅲ系浮上分離設備修理工事 | 令和４年度から<br>令和５年度まで | 10,791 |
| 送配水ポンプ用回転数制御装置点検整備工事 | 令和４年度から<br>令和５年度まで | 20,240 |
| 配電設備点検整備工事 | 令和４年度から<br>令和５年度まで | 9,933 |

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的及び限度額　　導送配水管路整備事業費充当のため　　1,945,000千円

起債の方法　　国又は銀行その他から普通貸借の方法により借入れ、財政又は事業の進捗の都合により、後年度に繰り下げて借入れをすることができる。

利率　　年4.8％以内

償還の方法　　借入れの翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更あるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都合その他によっては定額以上を償還し、又は前記利率の範囲内で借換えすることができる。

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

⑴　消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第９条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれ

らの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

⑴　職　員　給　与　費　　2,257,730千円

⑵　交　　際　　費　　187千円

（構成団体からの補助金）

第10条　水道水源施設等建設事業割賦負担金利息及び児童手当の一部に充当するため、構成団体から補助を受ける金額は、15,057千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第11条　たな卸資産の購入限度額は、815,924千円と定める。